

事業シート（概要説明書）

事業名		市税催告事業（納税よびかけセンター）	担当部名	財政部	
			担当課名	納税課	
事業開始年度		平成20年度			
根拠法令等		「規制改革・民間開放推進3カ年計画」（平成17年3月閣議決定） 「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」（平成17年4月総務省自治税務局長通知）			
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託又は指定管理（委託先：ジェーピーエヌ債権回収㈱） <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他			
事業概要	目的 （何のために）	①滞納者へ早期自主納付を呼びかけることにより、税等の早期収納と累積滞納の未然防止を図る。 ②現年度分のみの滞納対策を「納税よびかけセンター」に任せることにより、累積滞納者・悪質滞納者に対する滞納処分等の対策を徴税吏員に専念させる。			
	対象 （誰・何を対象に）	市県民税（普通徴収、特別徴収）、固定資産税（都市計画税含）、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の現年度分の滞納者			
	事業内容 （手段、手法など）	納付案内業務についてのノウハウを有する事業者に、市税等の現年度分滞納者を対象として電話・文書で催告させる。 実施場所：納税課フロアに簡易の仕切り部屋を設置 実施期間：4月～3月、月～金曜日（火・金は夜間も実施）、日曜日 人員：派遣管理者1名、派遣電話オペ1名			
	事業の必要性	本事業を実施することにより、現年度分のみの滞納対策は納税よびかけセンター、累積・悪質案件は徴税吏員に集中的に取組ませることができ、このことにより長年懸案事項であった相当数の累積・悪質案件の解消と収納率の向上という成果を生み出している。 滞納処分は、自力執行権に基づき徴税吏員によるものでなければならないが、自主納付を促す催告業務等補完業務については、総務省自治税務局長通知により、民間導入も可能になっている。収納率向上を図る有効策であり、自主納付の啓発にも効果がある。			
【支出】		H19決算	H20決算	H21決算	H22予算
事業費（直接経費）		千円	9,765	12,999	12,639
うち	嘱託職員・臨時職員等	従事者数 人			
		概算人件費 千円			
人件費	正規職員	従事者数 人	0.1	0.1	0.1
	（平均給与750万円換算）	概算人件費 千円	750	750	750
総事業費		千円	10,515	13,749	13,389
【収入】		H19決算	H20決算	H21決算	H22予算
国・県からの補助金等		千円			
使用料・手数料		千円			
地方債		千円			
その他（国保特別会計より）		千円	3,754	4,032	5,364
【収支】市の負担額（一般財源）		千円	6,761	9,717	8,025

事業シート（概要説明書）						
平成22年度 事業費内訳		内 容			金 額	
		委託料			12,639	千円
						千円
						千円
事業目的達成の ための活動指標	活動指標名	単位	H20年度実績	H21年度実績	H22年度見込	
	架電件数	件	25,174	32,194	25,000	
	約束取付件数	件	4,898	6,242	5,000	
	文書発送件数	件	6,853	17,437	7,000	
単位当たりコスト	12,999(千円) / 32,194(件) = 404(円) (平成21年度架電1件あたり) 【人件費を除く】					
目指す成果 (今後どのように したいか)	収納率95%以上を最終目標として活用する。 税徴収の公平・適正を目指すとともに、自主財源の安定的確保を図る。					
事業の 自己評価	事業目的の 達成状況	①収納率向上 19年度(導入前):91.87%、20年度:92.27%、21年度:92.38% ②市税(料)の早期収納が進んできた。 ③徴税吏員である職員が、困難案件を重点的に取り組むことにより、かなりの件数が解決あるいは解決に向けて動き始めた。				
	今後の事業 の方向性 (課題・改善 計画等)	①当該事業に成果として、呼びかけ対象者は当然減少していくものと予想され、将来的には事業廃止の方向ではあるが、当面、本来業務(納付の呼びかけ、案内等)の減少分は、他の補完業務を分担する。 ②市の他の債権回収に汎用も検討。				
比較参考値 (他自治体における 類似事業の例など)		架電件数	着信件数	着信率	約束件数	約束率
	津山市	32,194	11,531	35.82%	6,242	54.13%
	A市	234,342	112,620	48.05%	55,312	49.11%
	B市	18,712	5,798	30.99%	2,386	41.15%
実績数値はH. 21年度のもの。A市は政令市、B市は10万規模都市、B市は9ヶ月間の実績。現在は、100以上の自治体において類似事業が実施されている。						
特記事項 (事業の沿革等)	【用語解説】					
	① 現年度 現在の会計年度、事業年度をいいます。					
	② 自力執行権 国や地方公共団体等が、自ら租税等の債権の強制徴収(差押処分)を行なうことができる権限をいいます。国税徴収法、地方税法等はこの権限を前提に規定されています。背景としては、租税等は行政目的を実現していく財政基盤であり、その徴収確保は、公共的必要性があるということです。					
	③ 徴税吏員 租税の徴収に関する事務従事職員のうち、滞納処分に関する職務権限を付与されている職員をいいます。津山市では、条例に徴税吏員とは、「市長又はその委任を受けた市職員をいう」と規定されています。					
④ 収納率 確定した納付されるべき額(調定額という)のうち、実際に納付された額(強制的に徴収したのも含む)の割合をいいます。この数字が高いほど、税の公平・適正な収納が図られているといえます。						